

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

トラブルになる前に相談しましょう ～新たな制度がスタートしています～



電力の小売りが自由化されました。

平成28年4月から電力の小売りが自由化されました。台東区にお住まいの方はこれまで東京電力からしか、電力を買えませんでした。現在は登録した事業者であれば、電力の契約を行うことができるようになっています。

これを機に、様々なサービスと電力とのセット販売をする事業者が出てきています。契約を見直そうと考えている方は、いくつかの会社を比較して今までとどの様になるのか、変えるメリットがあるか(使用状況によっては今より高額になる場合もあります。)、解約時に違約金が発生しないかなど、検討してから契約変更をすることをお勧めします。

現在、どのような会社から電力を購入できるか等、電力小売り自由化に関するお問い合わせは、**資源エネルギー庁 0570-028-555**まで



マイナンバー制度 ～こんな点に注意して～

マイナンバー制度を安全に利用するために次の3点に気をつけましょう。

I 不審電話・訪問に注意!

国や自治体など公共機関がマイナンバーや個人情報を問い合わせることは絶対にありません。不審な電話や訪問があったら、詐欺などの被害につながる可能性があります。すぐに、消費生活センターや警察へご相談ください。

II 通知カードは利用する時だけ持ち出す!

マイナンバーを利用する場面は限られています。利用しない時は、大切に保存してください。

III マイナンバーの取り扱いには要注意!

クレジットカードの番号と同じように、みだりに他人にマイナンバーを教えるはいけません。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でしか利用できません。

マイナンバー制度については、台東区ホームページにも掲載しています。

コールセンター (区)0120-002-351 又は (国)0120-95-0178

他にもこんなトラブルが…

お試しのつもりが定期購入に!

～通信販売で買ったサプリメント～

便利な通信販売ですが、購入する前によく確認をしないと知らぬトラブルに発展してしまいます。



例えば…

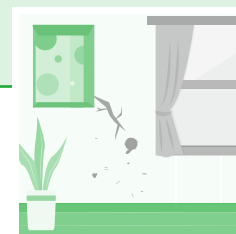
「今なら1週間分を500円でお試しできます!」とひざに良いというサプリメントの広告をネットで見ただけで、早速注文した。続けて買うつもりはなかったが何故か翌月も商品が届き、請求書も同封されていた。販売業者に電話をしてみると「お試しをご注文の方は必ず3ヶ月の定期コースをご利用いただくことが条件となっております。」と言われた。私はお試しだけのつもりだったが、「画面に表示している」と言われてしまった。何とか定期コースを解約できないか。

ポイント!

通信販売はクーリング・オフができません。利用する際は、必ず最後まで広告を読んで、購入や返品の内容を確認してから注文しましょう。

賃貸住宅やシェアハウスのトラブル

「きれいに使っていたはずなのに、高額な原状回復費用を請求された。」「入居前から汚れていたのに、私が原状回復費用を負担しなければならないの?」といったご相談が寄せられています。退去時に知らぬ事態にならないように、いくつか気をつける点があります。



また、シェアハウスは「契約期間中に退去を申し出たら、高額な解約料を請求された。」「他の入居者が生活ルールを守らない」などのご相談が寄せられています。

シェアハウスは一般の賃貸住宅とは異なる契約であるケースが多くみられます。このことをよく理解してから契約をしないと知らぬトラブルに発展してしまいます。

ポイント!

借りるときは「契約書をよく読む」「退去時の条件や費用負担などをよく確認する」

「大家や管理会社と一緒に部屋の状況を確認する」ようにしましょう。また、入居時や退居時に写真を撮っておくことも有効です。

シェアハウスでは、「管理体制や管理状況を事前に確認する」「自分の生活スタイルが共同生活に向いているか」を確認し契約しましょう。

家庭の中での思わぬ事故に注意!



ちょっとした不注意で思わぬ事故につながる可能性があります。

毎日の生活の中でも

- ・電子レンジでミルクを温めた。取り出そうとしたら、突然吹きこぼれて火傷をした。
- ・延長コードが邪魔にならないように、束ねていたらショートして火花が出た。
- ・奥の鍋を取ろうとして手を伸ばしたら、手前のコンロから袖口に火が付き火傷をした。

など



子供や乳幼児では

- ・浴槽に入るために浴室のいすを踏み台代わりに使っていたら、浴槽に落ちそうになった。
- ・抱っこひもの留め具を装着する時に前かがみになり、こどもが頭から落ちてしまった。
- ・大きなレジ袋を頭からかぶって遊んでいて窒息しそうになった。
- ・使い終わったボタン電池を幼児が見つめて、飲みこみ、化学やけどで入院した。

など

このような事にならないように、安全には気を配りましょう。

リコール情報に注目しましょう!



リコールというと、自家用車など大きなものを想像しがちですが、家電製品などのリコールは案外多いものです。

加湿器や暖房器具、エアコンなど様々なものが対象となっています。

台東区ではリコールや製品安全の情報をチラシやホームページに掲載しています。

安全のために、定期的に確認することをお勧めします。

消費生活センターでは悪質商法による被害や製品事故の苦情など、消費生活に関する相談に応じるほか、消費生活の安全と向上を図るための各種業務を行っています。

センターは、中立・公正な立場で助言・あっせんを行うところです。事業者への指導権限はありません。

また、事業者(個人事業主も含みます)からのご相談は、他の機関のご紹介となります。

たいとうメールマガジン「消費生活情報メールマガジン」登録受付中

相談の多いトラブル情報や製品の事故など消費者関連の注意情報や講座・イベントの案内などを月1回程度メール配信します。(登録は無料。通信費は自己負担となります。)

登録したいパソコン又は携帯端末から、「たいとうメールマガジン」にアクセスしてご自分のメールアドレスを登録してください。

「たいとうメールマガジン」のアドレス

<http://www.anshin-bousai.net/taito/>
または、右記の二次元コードを読み取ってください。



台東区の消費者団体をご紹介します。

台東区では6つの消費者団体の方々が区に登録して活動しています。消費者団体の皆さんは毎年5月の「消費者月間」や10月の「消費生活展」で日頃の活動の成果を発表したり、「くらしに役立つ講座」での講師を務めていただいています。

「くらしのちえ」では、この消費者団体の活動を順次ご紹介していきます。
お楽しみに



講座のお知らせ お申込み・問合せ 台東区くらしの相談課 ☎(5246)1144

『消費生活サポーター養成講座』消費生活サポーターになって地域で活動してみませんか？

悪質商法をはじめとする消費者被害を防止するための啓発活動を区と一緒に行っていただける「消費生活サポーター」を養成する講座を開催いたします。講座は全10回、受講生には消費者力検定を受験していただき、3級以上を目指します。(詳細は上記までお問い合わせください。)

日時	平成28年6月23日(木)～12月15日(木) 午後1時30分～3時30分
会場	台東区生涯学習センター
費用	受講料は無料 但し、テキスト代・検定受験料(6千円程度)は自己負担
対象・定員	区内在住・在勤・在学の方 30名(定員を超えた場合は抽選) ★この講座は託児付です。生後6ヶ月から就学前までのお子さん(定員8名)
締切	5月31日(火)

巡回出前講座 『こんにちは!消費生活センターです』

区内の区民館を巡回して出前講座を開催します。悪質商法に合わないための対処法やお買い物や契約の時に注意することなど、あなたのくらしを守るための豆知識をお届けします。

6月 8日(水) 午後2時～3時 台東一丁目区民館 第一集会室 (定員50名)
6月17日(金) 午後2時～3時 東上野区民館 401集会室 (定員50名)

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、
早めに消費生活センターへ
ご相談下さい。



「クレジット・サラ金相談」も
常時開設しています。
多重債務で困っている方は、
ぜひご相談ください。